

太平洋くろまぐろの漁獲状況について

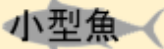
第5管理期間の漁獲状況(2019年5月17日時点)

(単位:トン)

30kg未満小型魚	178.2【漁獲上限 3,757.0】	(漁獲枠消化状況 4.7%)
(うち 留保 260.3)		
大臣管理漁業(沖合)	99.3【漁獲上限 1,516.0】	(漁獲枠消化状況 6.6%)
大中型まき網漁業	10.0【漁獲上限 1,410.0】	
△ 近海かつお・まぐろ漁業等	55.6【漁獲上限 62.0】	
△ かじき等流し網漁業等	33.7【漁獲上限 44.0】	
知事管理漁業(沿岸)	78.9【漁獲上限 1,980.7】	(漁獲枠消化状況 4.0%)

知事管理漁業の都道府県別漁獲状況

都道府県	実績	上限
秋田県	0.0	21.5
山形県	0.0	10.3
新潟県	2.5	55.6
富山県	0.4	95.1
石川県	1.5	85.1
福井県	0.8	19.7
京都府	0.0	17.4
兵庫県	0.0	2.2
鳥取県	0.1	1.9
島根県	2.9	79.6
山口県	0.0	87.0
福岡県	0.0	9.2
佐賀県	0.0	0.9
長崎県	46.5	688.8
熊本県	0.0	1.4



小型魚

第5期

都道府県	実績	上限
北海道	0.0	91.5
青森県	0.0	298.9
岩手県	0.1	54.9
宮城県	1.4	63.5
福島県	0.0	13.3
茨城県	0.0	19.8
千葉県	0.0	42.4
東京都	1.9	9.9
神奈川県	0.1	35.4
静岡県	1.2	26.3
愛知県	0.0	0.1
三重県	2.4	25.9
和歌山県	1.6	23.6
大阪府	0.0	0.1
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.1
香川県	0.0	0.1
愛媛県	2.8	9.4
徳島県	1.2	8.0
高知県	5.2	65.5
大分県	0.3	0.7
宮崎県	6.0	13.4
鹿児島県	0.0	2.0
沖縄県	0.0	0.1

△ 漁獲上限の7割(黄色)
▲ 漁獲上限超過(灰色)

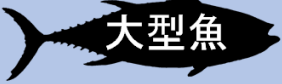
第5管理期間の漁獲状況(2019年5月21日時点)

(単位:トン)

30kg以上大型魚	1,410.5【漁獲上限 5,132.0】	(漁獲枠消化状況 27.5%)
(うち 留保 125.8)		
大臣管理漁業(沖合)	1,317.1【漁獲上限 3,525.2】	(漁獲枠消化状況 37.4%)
大中型まき網漁業	1,016.8【漁獲上限 3,153.2】	
△ 近海かつお・まぐろ漁業等	298.9【漁獲上限 362.6】	
かじき等流し網漁業等	1.4【漁獲上限 9.4】	
知事管理漁業(沿岸)	93.4【漁獲上限 1,481.0】	(漁獲枠消化状況 6.3%)

知事管理漁業の都道府県別漁獲状況

都道府県	実績	上限
秋田県	0.0	28.5
山形県	0.0	9.6
新潟県	0.5	88.6
富山県	0.0	14.0
石川県	0.0	38.0
福井県	0.0	17.9
京都府	0.6	21.9
兵庫県	0.0	8.7
鳥取県	0.0	6.0
島根県	0.6	22.7
山口県	0.0	23.0
福岡県	0.0	5.0
佐賀県	0.0	6.0
長崎県	3.0	158.3
熊本県	0.0	6.0



大型魚

第5期

都道府県	実績	上限
北海道	0.0	199.8
青森県	0.0	460.8
岩手県	0.0	52.6
宮城県	0.0	20.5
福島県	0.0	1.0
茨城県	0.2	6.0
千葉県	3.9	22.7
東京都	0.4	14.5
神奈川県	0.0	6.1
静岡県	0.5	11.8
愛知県	0.0	1.0
三重県	0.1	26.1
和歌山県	4.3	14.2
大阪府	0.0	1.0
岡山県	0.0	1.0
広島県	0.0	1.0
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.0	6.0
徳島県	0.1	8.2
高知県	1.8	15.4
大分県	0.0	6.3
宮崎県	2.1	14.6
鹿児島県	0.0	8.0
沖縄県	75.3	127.2

△ 漁獲上限の7割(黄色)
▲ 漁獲上限超過(灰色)

近海かつお・まぐろ漁業等の大型魚の漁獲状況の報告について

令和元年 6 月
水産庁

1. 経緯

第 5 管理期間の配分については、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置された「くろまぐろ部会」において、第 5 管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方がとりまとめられた。

この中で、「漁獲データが資源評価の指標に用いられている漁業については、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結する」ことから、近海かつお・まぐろ漁業等に対して、大型魚の数量については留保から当初に 200 トン上乗せ配分した（上乗せ後配分量 362.6 トン）。

2. 今期の漁獲及び国の対応

今期の漁獲は 1 月から急激に増加し、3 月までに 123.9 トンと昨年同時期（32.8 トン）の 4 倍近くの漁獲となり、この漁獲の増加は 4 月以降も続いた。

このため、5 月 22 日には水揚げ数量が配分量（362.6 トン）の 82%（298.9 トン）に達したことから、国としては、資源管理法第 8 条に基づく数量の公表をし、同月 28 日には水揚げ数量が配分量の 98%（354.0 トン）に達し配分量を超えるおそれがあるとして、同法第 9 条にもとづき目的操業の停止等を勧告した。

なお、沿岸漁業においても今期は大型魚の漁獲が急増し、いくつかの都道府県で採捕停止命令などが発令されている。

3. 留保からの追加配分の検討

近海かつお・まぐろ漁業等のうち近海まぐろはえ縄漁業の 4 月から 6 月の「大型魚」の漁獲データは資源評価に用いられている。そして、漁獲データが資源評価の指標に用いられている漁業については、基本計画では、「精度の高いデータ収集が可能となるよう、…データの収集には配分した数量では不十分な場合は必要な数量を国の留保から追加配分することができる」とされている。

国の留保は現在 125.8 トンであり、勧告を出した時点での水揚げの増加傾向を見ると、留保を全量配分した場合でもデータの収集期間である 6 月まで漁獲が継続できる見通しが立たないため、一度勧告により目的操業を停止した。

しかしながら、6 月末までのデータがないよりは、断続的でもデータがある方が資源評価に一定程度寄与することが見込まれることから、今後 6 月中に操業が再開できるよう、留保からの追加配分を検討することとしたい。

なお、来期以降の管理については、データ収集の期間である 4 月から 6 月の漁獲が十分に行えるよう、1 月から 3 月の漁獲を厳しく抑制する等の管理方法について検討する。

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令案の概要

令和元年 6 月
農 林 水 産 省

1 趣旨

くろまぐろについては、平成 30 年 1 月から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「資源管理法」という。）に基づく数量管理を行っている。農林水産大臣が管理する大臣管理量（大臣管理漁業の種類別に定める数量）については、大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（平成 30 年農林水産省令第 40 号。以下「本省令」という。）において、資源管理法第 10 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が、大臣管理量の対象となる採捕の数量が大臣管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める等のときに採捕に関して行う必要な命令について定めている。

今般、

- ① 平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの管理期間（以下「第 5 管理期間」という。）の資源管理法第 3 条の規定に基づく基本計画において、大型魚における大臣管理漁業の種類別の区分を変更したこと
- ② くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領（平成 31 年 3 月 25 日付け 30 水管第 2795 号水産庁資源管理部長通知。以下「実施要領」という。）の制定に伴い、採捕停止命令の発動後に、同命令の前提条件が解消される可能性が制度上高まったこと

から、所要の改正を行う。

2 概要

(1) 大型魚の大臣管理漁業の種類別の区分の変更

本省令においては、資源管理法第 3 条の規定に基づく基本計画において区分した各漁業種類及び大型魚・小型魚の別に定める大臣管理量を超えた場合又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合には、その旨を告示し、管理期間の末日まで当該告示に係るくろまぐろの目的採捕を禁止することとしている。

今般、第 5 管理期間の基本計画において大臣管理漁業の種類別の区分を以下のとおり変更したことから、本省令における規定を変更する。

○大臣管理漁業の種類別の区分の変更内容

	第 4 管理期間（平成 30 年 1 月から 12 月まで）	第 5 管理期間（平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで）
くろまぐろ （大型魚）	大中型まき網漁業	大中型まき網漁業
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

(2) 採捕停止命令の発動要件に該当しなくなったと認める場合の規定の整備

第5管理期間から大臣管理漁業間等の配分量の融通を円滑に行うことができるよう、平成31年3月25日に実施要領を制定した。

資源管理法第10条第1項の規定に基づく採捕停止命令は、当該漁業種類又は海域等別の漁獲実績が配分量を超えるおそれが著しく大きい場合又は超えた場合に適用することとしている。一方、融通を受けて配分量が増大し、採捕停止命令の発動要件に該当しなくなったと認めるときには、採捕停止命令状態を解除することができるように、解除に係る規定を新たに設けることとする。

3 施行期日
公布の日